

364

0609

様式44

令和4年 9月 6日

三重県知事 一見 勝之 殿

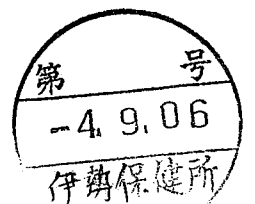
医療法人住所 三重県伊勢市岩渕二丁目4番37号
医療法人の名称 医療法人 宇治山田歯科医院
理事長 片山 昇
電話 0596(21)5888

決 算 届

令和3年5月1日から令和4年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 宇治山田歯科医院
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市岩渕二丁目4番37号
- (3) 設立認可年月日 平成24年7月2日
- (4) 設立登記年月日 平成24年7月10日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	片山昇	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	宇治山田歯科医院	三重県伊勢市岩渕二丁目4番37号	
	くらたやま矯正歯科	三重県伊勢市神田久志本1328番地3 1F	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月20日 令和3年4月決算の決定
 令和3年9月10日 新診療所開設及び定款変更及び新社員と新理事の決定
 令和4年4月30日 令和5年4月度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 宇治山田歯科医院
 所在地 三重県伊勢市岩渕二丁目4番37号

※医療法人整理番号 0609

財 産 目 録
 (令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額	382,483 千円
2. 負 債 額	280,771 千円
3. 純 資 産 額	101,712 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	156,099
B 固 定 資 産	226,384
C 資 産 合 計 (A+B)	382,483
D 負 債 合 計	280,771
E 純 資 産 (C-D)	101,712

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 宇治山田歯科医院
 所在地 三重県伊勢市岩渕二丁目4番37号

※医療法人整理番号 17609

貸 借 対 照 表
 (令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	156,099	I 流 動 負 債	40,746
II 固 定 資 産	226,384	II 固 定 負 債	240,025
1 有 形 固 定 資 産	107,639	負 債 合 計	280,771
2 そ の 他 の 資 産	118,745	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	91,712
		純 資 産 合 計	101,712
資 産 合 計	382,483	負 債 ・ 純 資 産 合 計	382,483

様式4-2

法人名 医療法人 宇治山田歯科医院
 所在地 三重県伊勢市岩渕二丁目4番37号

※医療法人整理番号

D	6	0	9
---	---	---	---

損 益 計 算 書
 (自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	416,331
2 事業費用	345,263
事業利益	71,068
II 事業外収益	17,199
III 事業外費用	16,471
経常利益	71,796
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	71,796
法人税等	19,044
当期純利益	52,752

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人社団 宇治山田歯科医院
理事長 片山 昇 殿

私は、医療法人宇治山田歯科医院の令和3年会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月22日

医療法人宇治山田歯科医院

監事 山田 穂積